

# 令和元年度 未来福祉ねやがわプラン助成金 募集要項

## 1. 目的

この助成金は、未来福祉ねやがわプラン（第2次寝屋川市地域福祉活動計画）の目指す趣旨に賛同するグループ・団体に対し交付します。地域の福祉課題の解決に向けた新たな活動の立ち上げや、市内のグループ・団体等が連携することを通じ、互いの強みを活かしながら、「未来の福祉のまちづくり」、「つながりづくり」を行うことを目的とします。

## 2. 助成対象及び助成活動内容

助 成 対 象	助 成 活 動 内 容
市内にその活動拠点を有し、市内で活動を行っている非営利法人およびグループ・団体（3人以上） ※ただし、校区福祉委員会はこのぞく	地域の福祉問題や課題を解決するための以下の活動について助成する。 ① <u>新たな活動</u> や取り組み ②他のグループや団体などと <u>連携・協働</u> して取り組む活動

以下の活動は、助成対象外とします。

- 営利活動を目的とする活動
- 政治上の活動を目的とする活動
- 宗教上の活動を目的とする活動
- 寝屋川市の補助金を受けている活動

### 【対象とする活動の具体例】

#### ①新たな活動の立ち上げ

子ども

- ・工作や手芸など体験や学習の機会を通して、地域交流を図る。

子育て

- ・アレルギーの子をもつ親子を対象に、特定の食材を除いたお料理・おやつ作りの講座を開催する。

障害

- ・障害のある方やその親が集い、手作り小物等の作成を通して、リフレッシュや情報交換を行う場を立ち上げる。

高齢

- ・地域のつながりづくりを目指して、高齢者が集い、終活について話す場を設ける。

災害

- ・災害時の備えについて地域住民や災害時要配慮者の人たちと懇談会を開催する。

#### ②連携・協働して取り組む活動

学生×カフェ

- ・地域のカフェを利用して、ボランティア活動を行う学生が集い、交流するスペースを設ける。

福祉施設×子ども

- ・福祉施設を活用し、様々な事情からしんどさを抱える子どもの居場所を作る。

これからママ×子育てママ

- ・不要になった子ども用品や雑貨等のリサイクル市を行い、子育ての情報交換や交流を図る。

福祉×家庭菜園

- ・高齢者や障害者、さみしさを抱えている人などと野菜などを育て、居場所を作る。

地域×空き家

- ・空き家を活用し、地域の高齢者・子育て中の親子等が集い、料理や食事を共にする交流スペースを設ける。

高齢×障害

- ・障害者の親が高齢になった際に、高齢・障害分野が連携し両者の支援を切れ目なく行える仕組みをつくる。

### 3. 助成金額

10万円以内

### 4. 募集期間および交付時期

募集期間・・・8月5日（月）～9月13日（金）

交付時期・・・10月予定

### 5. 申請要件

- (1) 未来福祉ねやがわプラン（第2次寝屋川市地域福祉活動計画）が目指す目的を理解していること
- (2) 寝屋川市の地域福祉の向上及び市民への還元につながり、必要性が認められること
- (3) 活動が市内で行われること、また活動の対象が市民であること
- (4) 市内に活動拠点を有し、市内で活動を行っている法人その他のグループ・団体
- (5) 申請は、1団体あたり年1回とする。

### 6. 審査

第2次寝屋川市地域福祉活動計画「未来福祉ねやがわプラン」助成金審査委員会（以下、審査委員会という）で、①グループ・団体の活動実績、②地域福祉の向上が見込める活動であるかどうかを基に審査を行います。なお、不承認の理由については一切お答えできません。

### 7. 助成対象経費

助成金は、助成活動に要する下表の用途に使用できます。

項 目	主な用途の説明
諸 謝 費	講師への謝礼
借 上 料	会場の使用料や機器類のレンタル料
備 品 購 入 費	各種備品の購入費
消 耗 品 費	消耗品の購入費
印 刷 製 本 費	チラシ、ポスター、報告書などの作成費や印刷費
手 数 料	各種手数料
交 通 費	スタッフなどの交通費（準備も含む）
保 険 料	各種保険料（ボランティア保険など）
そ の 他	助成活動に要する経費で、必要と認められる費用

<助成対象外経費>

※ただし、以下の経費については、助成対象外とします。

項 目	説 明
事務所（活動拠点）などを維持する経費	家賃、光熱水費など
グループ・団体の経常的な活動経費	通信料、会報誌の発行経費など
グループ・団体の構成員に対する人件費や謝礼	事務員への人件費など

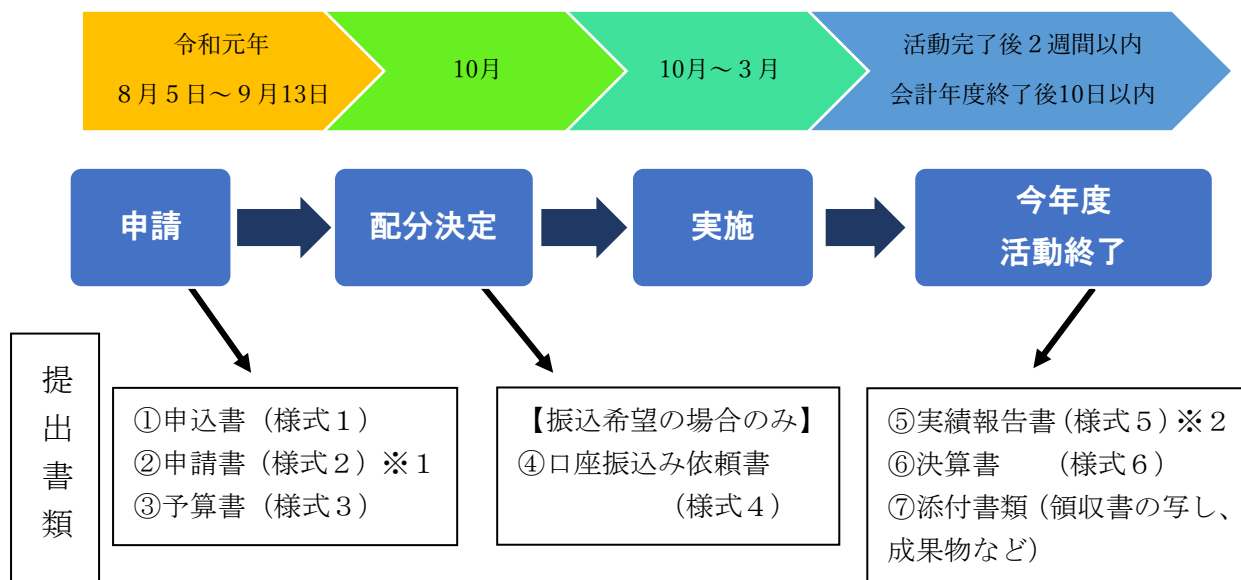
※上表のほか、領収書等により活動実施団体が支払ったことが確認できない経費、及び活動実施に直接関係のない経費や、本会会長が社会通念上適切でないと認めた経費は対象外とします。

8. 募集の時期・方法・交付の時期

募集方法	募集期間	交付時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会ホームページ</li> <li>・本会事務所（募集要項設置）</li> <li>・社協機関紙「虹」8月1日号</li> </ul>	8月5日（月）～9月13日（金）必着	10月

※助成対象となる活動の実施期間は、令和元年10月1日～令和2年3月31日までです。

9. 申し込みから活動終了までの流れ



※1…「新たな活動」の申請については様式2-1、「連携・協働の活動」については様式2-2を使用してください。

※2…「新たな活動」の報告については様式5-1、「連携・協働の活動」については様式5-2を使用してください。

※3…審査結果については、各団体（申請者）に文書で通知します。

## 10. 申請書類の提出先

募集期間中に、社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会事務所まで持参もしくは郵送で提出してください。

住所 〒572-8566 寝屋川市池田西町24-5市立池の里市民交流センター内  
社会福祉法人 寝屋川市社会福祉協議会

## 11. 助成活動の変更・中止

やむを得ない理由により、活動計画を途中で変更・中止・年度内に活動が完了しない場合は、書類を提出し本会の承認を受けることが必要です。

## 12. 情報の公開

本会は、以下の情報を公開します。

- (1)申請活動、グループ・団体の概要（閲覧による公開、一部内容を本会ホームページで公開）
- (2)助成金を受けたグループ・団体の提出書類の内容（閲覧による公開、一部内容を本会ホームページで公開）
- (3)審査委員会の審査結果の概要（閲覧による公開）※閲覧場所：本会事務所

## 13. 助成金の返還

助成決定後、以下のいずれかに該当する場合は、助成金の返還を命じます。

- (1)助成金を助成対象活動以外の用途に使用したとき
- (2)交付決定の内容に反したとき
- (3)助成金の全部または一部を使用しなかったとき
- (4)偽りやその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき

## 14. その他

- ・申請書の様式及び未来福祉ねやがわプラン（概要版）は、本会ホームページからもダウンロードできます。

【社会福祉協議会のホームページ】

(URL : <http://www.neyagawa-shakyo.or.jp/>)



### 【問合せ先】

社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会  
〒572-8566  
寝屋川市池田西町 24-5  
市立池の里市民交流センター内  
TEL : 072-838-0400  
Mail : info@neyagawa-shakyo.or.jp